

静岡県権限移譲方針

令和6年1月

静岡県

静岡県権限移譲方針 目次

1	方針策定の趣旨	1
2	権限移譲の基本的な考え方	1
	(1) これまでの取組	1
	(2) 権限移譲の実績と課題	3
	(3) 権限移譲事務の点検	4
	(4) これからの取組（権限移譲の理念）	4
3	権限移譲の理念を実現するための方策	5
	(1) 市町の意向を踏まえた移譲と移譲後の柔軟な見直し	5
	(2) 事務執行の支援の強化	6
4	権限移譲の基本的な手順	7
5	その他	8

1 方針策定の趣旨

本県は、他県に比べ早い段階から権限移譲に取り組んでおり、「住民に身近な事務は市町村において処理する」という考え方を基本として、平成9年度に静岡県第1次権限移譲推進計画を策定した。

その後も、3年ごとの期間を定め、期間内に移譲を予定する事務を整理した計画を計8次にわたり策定し、個別市町村からの権限受入意向に対応した「手挙げ方式」を導入するなど、積極的に権限移譲を推進してきたが、近年は市町村の移譲希望事務が減少傾向にある。これは、市町村の希望する事務権限が概ね移譲され、行政運営の基盤が整ってきた結果であり、これまでの取組が一定の役割を果たしてきたと評価できる。

一方、令和3年度には、移譲した事務のうち法改正に伴い非効率となった事務について、県と市町村との協議により県への返還手続を行った。今後も、事務処理の主体を柔軟に見直すことが必要である。

また、熱海市伊豆山地区で発生した土石流災害に係る行政対応検証委員会の報告書において、「権限移譲された市町村が適確に当該事務を執行できていたか疑問」との指摘を受けたことから、令和4年度から5年度にかけて、市町村の協力を得て県による移譲事務の点検を実施した。その結果、一部の事務について、事務処理マニュアルで定められた書類が未作成など、不適切な処理が確認されたことから、移譲事務の適正な執行に向けて更なる支援の強化が必要となっている。

具体的には、移譲後のフォローアップとして、マニュアルの充実や相談窓口の設置など、市町村が適確かつ円滑に事務を執行するための支援をより一層強化するとともに、こうした取組を継続して確実に実施していく必要がある。

併せて、今後も市町村の意向に応じた権限移譲を推進するとともに、移譲後の状況変化を見極めて、市町村から事務の返還希望があった場合には柔軟に対応するなど、行政サービス提供体制の最適化を図ることが求められる。

以上を踏まえ、計画期間内での移譲事務を整理したこれまでの「権限移譲推進計画」に代えて、今後の権限移譲の基本的な考え方を整理した「権限移譲方針」を策定する。

2 権限移譲の基本的な考え方

(1) これまでの取組

ア 静岡県第1次～第4次権限移譲推進計画

第1次計画から第4次計画（平成10年度～21年度）における権限移譲に当たっては、①住民への近接性（住民に身近な事務は市町村が分担）、②事務の関連性（窓口で手続きが完結することによる住民サービスの向上）、③市町村間の権限バラツキ防止（同規模の市町村で統一運用）に配

慮しつつ、市町村と県との役割分担を明確化した。

イ ふじのくに権限移譲推進計画（第1期～第4期）

平成23年度には、ふじのくに権限移譲推進計画（第1期）を策定し、権限・財源・人材の三位一体の権限移譲の推進を打ち出し、国の地域主権改革に先行して移譲を推進した。また、市町の意向に積極的に対応した権限移譲を推進するため、従来からの市町の事務処理能力に応じた人口規模別の権限移譲に加え、個別市町からの権限受入意向に対応した「手挙げ方式」を導入し、移譲事務の選定を行った。

ふじのくに権限移譲推進計画（第4期）では、「市町の政策実現のために必要な権限の移譲を進める」ことを理念に掲げ、事務権限の執行主体の見直し（市町からの事務の返還）等に関する考え方を整理した。

■ これまでの計画の内容と移譲事務数の推移

計画名 (計画期間)	基本方針／重点事項 等	計画終了翌年度当初の移譲法令数及び移譲事務数	
		法令数	事務数
第1次計画 (H10～H12)	・移譲可能なものから実施 ・国の地方分権一括法に先行した対応	133	1,356
第2次計画 (H13～H15)	・国の地方分権一括法を踏まえた対応	152	1,608
第3次計画 (H16～H18)	・政令指定都市への大幅な移譲 ・市町村合併の推進と一体となった移譲	197	2,403
第4次計画 (H19～H21)	・政令指定都市への更なる移譲 ・市町村合併の推進と一体となった移譲	206	2,592
ふじのくに 第1期計画 (H23～H25)	・三位一体の権限移譲の推進 ・国の地域主権改革に先行した移譲 ・市町の意向に積極的に対応“手挙げ方式の導入” ・将来の道州制移行を視野	213	2,604
ふじのくに 第2期計画 (H26～H28)	・三位一体の権限移譲の推進 ・市町の意向に積極的に対応 ・大都市制度改革への対応 ・市町の権限受入体制の確保	214	2,640
ふじのくに 第3期計画 (H29～R1)	・権限移譲事務の質の向上 ・市町間連携による移譲事務の処理 ・PDCAサイクルの確立	217	2,818
ふじのくに 第4期計画 (R2～R4)	・PDCAサイクルを活用した課題の解消や改善 ・事務執行の支援の強化 ・全体最適を考慮した移譲事務の柔軟な見直し	208	2,787

(2) 権限移譲の実績と課題

累次にわたる計画に基づくこれまでの取組は、本県における権限移譲の大きな推進力となり、令和5年4月1日現在では、208 法令 2,787 事務を市町へ移譲している。

権限移譲に対する市町の基本的な考え方としては、「条件を整えば移譲を受ける」が大部分を占める。一方、「人員不足により、これ以上の受入は困難」という意見が聞かれるなど、権限移譲事務量の増加と事務内容の高度化に伴い、事務処理体制の構築自体が課題となっている市町もある。

また、これまでの権限移譲に対する評価では、権限の移譲により住民サービスの向上効果が認められたという意見がある一方で、処理件数が少ないため事務執行に係る知識やノウハウの蓄積が困難という意見もある。

これらの意見を踏まえ、市町が真に求める事務権限の移譲や、権限移譲に伴う課題を解決するための検討を継続していく必要がある。

<令和4年度 市町へのアンケート結果>

■ 権限移譲に対する市町の基本的な考え方

主な回答	市町数
条件を整えば移譲を受ける	22 市 11 町
うち、受入に当たり課題がある（人員不足、知識やノウハウの継承）	4 市 2 町
人員不足によりこれ以上の受入は困難	1 市 1 町

■ 権限移譲による効果（住民サービスの向上等）があった主な事務

効果のあった主な事務	理由	市町数
旅券発給事務 （旅券法）	<ul style="list-style-type: none"> 申請に必要な書類の取得ができる役所内で旅券発行の手続が可能となった 市民にとって申請箇所が近くなり、また窓口も増えた 発行までの期間が短縮した 	12 市 5 町
文化財等に関する事務 （文化財保護法、文化財保護条例）	<ul style="list-style-type: none"> 申請者にとって窓口が近くなった 許可までの期間が短縮した 	5 市
農地転用許可事務 （農地法）	<ul style="list-style-type: none"> 許可までの期間が2か月から1か月程度に短縮した 	3 市 2 町

■ 権限移譲に伴い生じた課題

主な課題	市町数
事務処理件数が少なく知識やノウハウの蓄積が困難	15 市 3 町
専門的知識の不足（特定施設や特定の作業に係る届出事務（大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、静岡県生活環境の保全等に関する条例）、伐採届出受理及び許可事務（森林法）等）	3 市 1 町
県への確認や調整が必要な場合があり事務処理に時間を要している（地域経済けん引事業計画の承認事務（地域未来投資促進法）等）	3 市 1 町

(3) 権限移譲事務の点検

令和3年7月に、熱海市伊豆山地区の逢初川において土石流が発生し、死者28名、半壊もしくは全壊の家屋128棟という甚大な被害をもたらした。

令和4年5月に公表された土石流災害に係る行政対応検証委員会の報告書では、県から権限移譲された市町が適確に当該事務を執行できていたか疑問であり、特に土木・建築等技術面での指導監督が必要な事務（以下「技術的判断を要する事務」という。）への対応ができているのかどうかを点検する必要があるとの提言がなされた。

この提言を受け、令和4年度から5年度にかけて、市町の協力を得て全市町を対象に、移譲した事務のうち、県民の生命、財産の安全、保全に影響が大きい事務について、法令や事務処理マニュアルのとおり処理が行われているかといった執行状況の点検を行うとともに、技術的判断を要する事務については、土木、建築等の専門職種の配置状況など、執行体制の点検を実施した。

点検の結果、一部の事務において、マニュアルで定められた書類が未作成等の不適切な事務処理が確認されたが、いずれも県民の生命、財産の安全、保全に影響を与えるものでもなかった。また、専門職種が不在であることに加え、事務の執行に必要なノウハウや経験が不足しており、改善を要する執行体制が1件確認された。

このような状況を踏まえ、市町が移譲事務を適確に処理できるよう、マニュアルの改善を図るなど、今後は支援の強化が必要である。

<不適切な事務処理が確認された事例>

法令	事務	内容
消費生活用製品安全法	消費生活用製品販売事業所等への立入検査	検査結果を記載する立入検査票が未作成
		検査時に携行する身分証明書が未発行
森林法	保安林内の形質変更許可	標準横断図が未添付又は作業道の幅員未記載等のまま申請書を受理
宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域内における工事の許可	位置図未添付のまま申請書を受理

(4) これからの取組（権限移譲の理念）

今後の権限移譲の取組に関する理念は、次のとおりとする。

本方針における権限移譲の理念

- ・ 市町の政策実現のために必要な権限を移譲
- ・ 移譲事務の適確かつ円滑な執行への積極的な支援

これまでの権限移譲推進計画に盛り込んだ理念を踏襲し、市町の政策実現のために必要な権限について新規の移譲を進める。また、既に権限移譲している事務については、市町が適確かつ円滑に事務を執行できるよう、県による積極的な支援を実施するとともに、これまで以上に県と市町で情報共有に努める。

なお、政令指定都市については、これまでも積極的に権限移譲を推進してきたところであるが、今後もより一層の移譲を図る。

3 権限移譲の理念を実現するための方策

本方針の理念を実現するため、次の具体的な方策を講ずる。

(1) 市町の意向を踏まえた移譲と移譲後の柔軟な見直し

新規移譲に当たっては、市町の意向や移譲の効果を踏まえるとともに、技術的判断を要する事務については、市町の専門技術職員の配置状況等を踏まえた検討を行う。

市町へ権限を移譲することとなった事務については、事務の処理に要する経費について、権限移譲事務交付金等により適切な財政措置を講じる。

また、行政サービスの提供体制を県全体として最適化する観点から、住民等の利便性向上と、市町負担の軽減を両立させる行政手続のオンライン化の推進や、事務権限の執行主体の見直し（市町からの事務の返還）等についても検討する。

見直しに当たっては、事務ごとに移譲した理由、現状と課題を踏まえた上で、移譲時からの事情変更や見直し後の影響等について検証する必要がある。また、市町に移譲した権限を県に戻した場合、それに伴う課題の発生も想定されることから、事務権限の執行主体の見直しの基準となる考え方を以下に示す。

市町が執行主体の見直しを提案する場合には、この考え方を基本として、具体的な状況を県と市町の間で共有した上で、詳細な検証を行う。

■ 事務権限の執行主体の見直しの基準となる考え方

事務権限の執行主体の見直し候補事務

- ・ 事務処理件数が少ない事務
- ・ 広域に跨がる事務、市町間の調整が必要な事務、広域によるスケールメリットを活かせる事務
- ・ 法改正や社会情勢の変化を踏まえ見直しが適切であると考えられる事務
- ・ 技術的判断を要する事務のうち、市町の専門技術職員が配置されていない事務

事務権限の執行主体の見直しを判断する際に考慮すべき視点

- ・ 事務の近接性
- ・ 市町における施策としての重要性
- ・ 住民への影響度（利便性が損なわれないか等）
- ・ 移譲時と現在の社会状況の変化（人口減、存置される事務権限の関連する法の改正、社会情勢等）
- ・ 移譲された事務権限に基づいた行政処分の係争等の処理方法（協力体制等）
- ・ 事務執行のノウハウや専門知識の確保、継承の困難さ
- ・ 市町の行財政を取巻く環境の急激な変化
- ・ 県における事務の受入体制
- ・ 市町の専門技術職員が不在の場合の対応状況

（２） 事務執行の支援の強化

権限移譲時及び移譲後において、以下の取組を継続的に実施する。

ア 引継ぎ資料及び事務処理マニュアルの作成・更新

権限移譲時においては、引継ぎ資料として必要な項目に沿った事務処理マニュアル等を作成し、十分な引継ぎを行う。

また、移譲後においても、必要な項目を踏まえ、随時、マニュアル等を更新し、質の向上を図る。

イ 研修会、説明会等の実施

年度当初に、研修会、説明会、県と市町の担当者間の意見交換会を開催するなど、市町の新任担当者向けの基礎知識や、法令の改正等に係る情報を周知する。また、県内市町の取組事例等を紹介するなど、適確かつ円滑な事務処理を支援する。

ウ 県と市町の連携強化

これまで以上に県と市町で情報共有に努めるとともに、事務ごとに県の相談窓口を設置し、県と市町の連携強化を図る。特に、法令違反等により、県民の生命、財産の安全、保全への影響が懸念される場合には、協力関係を更に強化し、積極的に市町を支援する。

また、支援の一環として、継続的に権限移譲事務の点検を実施し、その結果を踏まえ、マニュアルの改善やチェックリストの作成などの支援策を検討する。

さらに、権限移譲後も、法令の所管課として引き続き知見を深め、県内市町に適切に助言できる体制を維持し、市町の事務執行を支援する。

■ 引継ぎ資料として必要な項目

区分		必要な項目
事務全般		事務処理の手順、Q & A
		事例（過去、違反、問題（トラブル）、希少等）
申請事務		申請書類等の一式（様式集）
		具体的な作成例、注意点
許可、認可事務		許可（審査）の基準（具体的、詳細）
		許可・不許可（受理・不受理）の分かりやすい基準
		申請書等の書類のチェックポイント、注意事項
立入検査事務		立入検査要領
その他	あると良い項目	専門用語の解説
		制度の沿革
	資料の形式	図式化、視覚的なわかりやすさ
	資料以外	事例の随時情報提供
定期的な説明会・会議の実施（資料の説明、補足）		

4 権限移譲の基本的な手順

権限移譲に当たり、次の手順により県と市町で協議及び調整を行う。

なお、市町が自主的かつ計画的な移譲希望事務を選定する際の参考とするため、既に一部の市町に移譲実績がある事務等に移譲候補事務として提示する。

① 移譲事務の確認等

県は、毎年度当初に、全市町に対して権限移譲の希望の有無を照会する。

市町から移譲希望があった場合には、県と市町の事務担当課による協議を実施し、移譲事務の内容や移譲年度等を決定する。

② 移譲時の事務引継ぎ

県は、市町との間で権限移譲することを決定した事務について、事務処理マニュアルの作成など、円滑な事務の引継ぎに向けて必要となる支援を行う。

③ 権限の移譲

県は、権限移譲を行うこととした事務について、地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 2 項に基づく市町との協議（法定協議）を経て、「静岡県事務処理の特例に関する条例」に当該事務を追加し、権限移譲を行う。

また、権限移譲が決定した事務について、県と市町が協力し、県民や関係機関等への周知を徹底する。

④ 移譲後の県の協力体制

県は、研修会や説明会、意見交換会の開催、相談窓口の設置、マニュアルの更新など、移譲後も市町への積極的な支援を行う。

5 その他

この方針は、国の地方分権改革の推進など、県及び市町の権限に関する状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すこととする。